

津波及び洪水に関する避難確保計画

【施設名： 】

平成 年 月作成
(平成 年 月改訂)

「〇〇〇〇（施設名）における津波及び洪水に係る避難確保計画」

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項及び水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の津波及び洪水時（高潮時（適宜選択））の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 約 名	昼間 約 名	休日 約 名	休日 約 名
夜間 約 名	夜間 約 名		

3. 防災体制

（1）防災体制（津波の場合）

① 津波到達時間が短い場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注2)
注意体制	➤ 緊急地震速報	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	➤ 津波注意報発表	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		入院(所)者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	➤ 避難指示（緊急）の発令 ➤ 津波警報、津波特別警報（大津波警報）発表 ➤ 危険の前兆を確認 等 ^(注1)	避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

(注1)

市による避難指示（緊急）の発令が間に合わない場合もあるため、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。

(注2)

自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する内部組織を記述する。

② 津波到達時間が長い場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制	➤ 緊急地震速報 ➤ 津波注意報発表 ➤ 遠地地震に関する情報	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	➤ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➤ 津波警報発表	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		入院(所)者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	➤ 避難勧告、避難指示（緊急）の発令 ➤ 津波警報発表（標高の低い地域の場合） ➤ 津波特別警報（大津波警報）発表 ➤ 危険の前兆を確認 等	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

(注)

自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する内部組織を記述する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

- 気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(2) 防災体制（洪水の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ ○○川はん濫注意水位発令	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➤ ○○川避難判断水位発令	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ➤ ○○川はん濫危険水位発令	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注）自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

(3) 防災体制（高潮の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ 高潮注意報発表	気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➤ 高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が小さく、浸水継続時間が短い場合）	気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ➤ 暴風警報及び高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が大きく、浸水継続時間が長い場合） ➤ 高潮特別警報発表 ➤ 高潮氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

(注) 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	テレビ、ラジオ（防災ラジオ）、豊橋ほっとメール、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
気象情報	テレビ、ラジオ（防災ラジオ）、豊橋ほっとメール インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報、水位到達情報	豊橋ほっとメール、 インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）	同報系防災無線、テレビ、ラジオ（防災ラジオ）、 豊橋ほっとメール、インターネット（市役所のウェブサイト）

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 入院(所)者を避難させる可能性がある場合には、別紙△「入院(所)者家族緊急連絡網」に基づき、入院(所)者の家族に対し、「●●●●（避難場所等）へ避難する」旨を連絡する。（ただし、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。）
- 外来診療を中止する場合には、すみやかに診療中止の掲示を行い、都道府県医師会や〇〇病院（連携する医療施設）に外来診療を中止する旨を連絡する。
- 入院(所)者を避難させる場合には、豊橋市〇〇課（連絡先）に「これより●●●●（避難場所等）へ避難する」旨を連絡する。
- 入院(所)者を避難させる場合には、別紙△「入院(所)者家族緊急連絡網」に基づき、入院(所)者の家族に対し、「●●●●（避難場所等）へ避難する」旨を連絡する。
- 避難の完了後、豊橋市〇〇課（連絡先）に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難完了後、別紙△「入院(所)者家族緊急連絡網」に基づき、入院(所)者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

5. 避難誘導

(1) 津波

① 避難場所

- 避難場所は、〇〇町〇丁目「〇〇公園」とする。
- 津波の到達時間や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の〇階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

② 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりである。

③ 避難誘導方法

- 日頃より、避難場所（施設外と施設内）や避難経路を施設内に掲示し、利用者や周辺住民に周知しておく。避難場所に誘導するときは、避難場所（「〇〇体育館」又は「施設の〇階」）及び避難経路について、声をかけながら避難誘導する。
- 施設外へ避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- 津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- 避難場所等までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所等		() m	☐ 徒歩 ☐ 車両 () 台
屋内安全確保			

(2) 洪水（高潮（適宜選択））

① 避難場所等

- 洪水時（高潮時（適宜選択））における避難場所等は、〇〇町〇丁目「〇〇公園」とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所等への避難が困難な場合には、本施設〇棟の〇階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

② 避難経路

- 洪水時（内水時・高潮時（適宜選択））における避難場所等までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりである。

③ 避難誘導方法

- 施設外の避難場所等に誘導するときは、避難場所等（〇〇町〇丁目「〇〇公園」）までの順路、道路状況について説明する。
- 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水のおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- 避難場所等までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所等		() m	☐ 徒歩 ☐ 車両 () 台
屋内安全確保			

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ タブレット ☐ ファックス ☐ 携帯電話、 ☐ 懐中電灯 ☐ 電池 ☐ 携帯電話用バッテリー
避難誘導	☐ 名簿（従業員、利用者等） ☐ 案内旗 ☐ タブレット ☐ 携帯電話、 ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯用拡声器 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池 ☐ 携帯電話 バッテリー ☐ 搬送具 ☐ ライフジャケット ☐ 蛍光塗料 ☐ カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）
施設内の一時避難	☐ 水（1人あたり__ℓ） ☐ 食料（1人あたり__食分） ☐ 寝具 ☐ 防寒具
高齢者	☐ おむつ・おしりふき
障害者	☐ 常備薬
乳幼児	☐ おむつ・おしりふき ☐ おやつ ☐ おんぶひも
その他	☐ ウェットティッシュ ☐ ゴミ袋 ☐ タオル ☐ （ ）

※自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

浸水を防ぐための対策
☐ 土のう ☐ 止水版 ☐ その他（ ）

7. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別添 1 自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、津波の発生時又は洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、津波の発生時又は洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

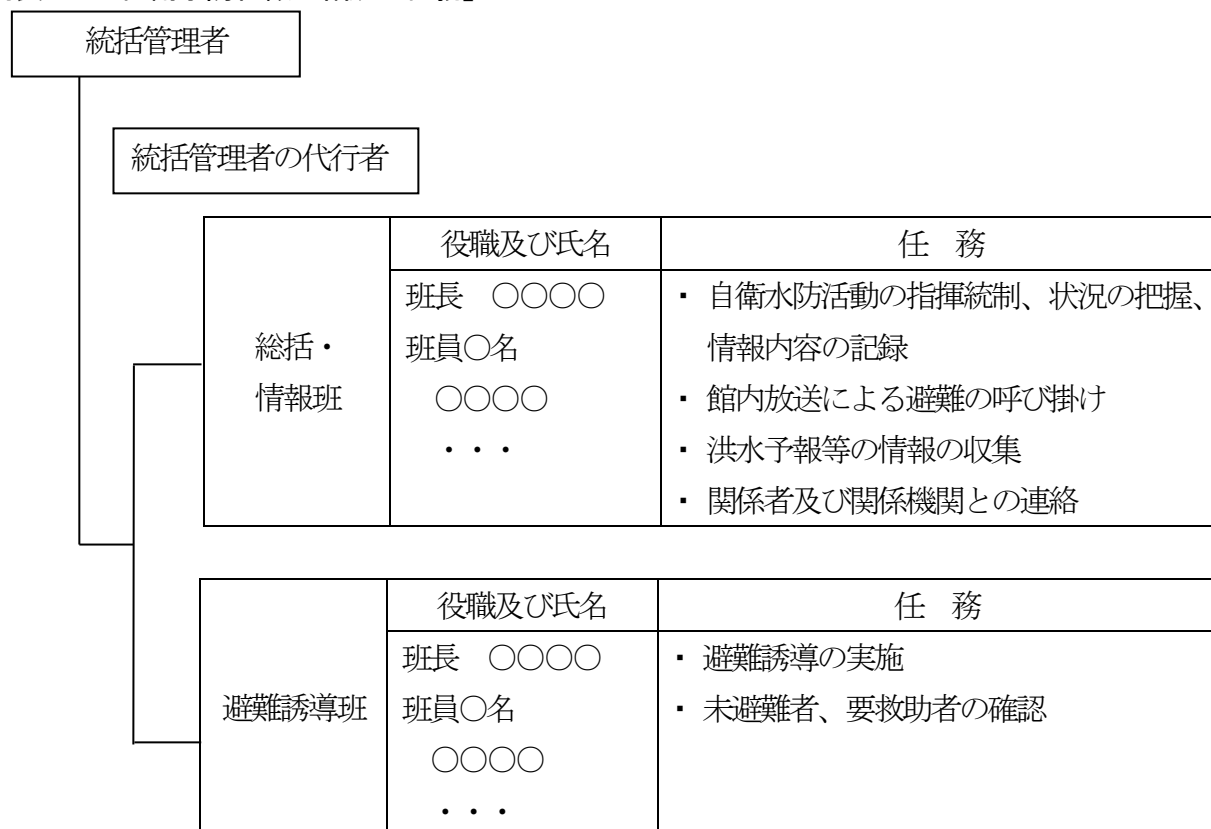
(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 搬送具 ライフジャケット 蛍光塗料 水・食料 医薬品 寝具・防寒具 カルテのバックアップデータ（閲覧できる情報端末・電源含む）